

令和8年度

一般廃棄物処理計画
【実施計画】

豊後大野市

策定：令和8年3月23日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和 45 年法律第 137 号〕第 6 条第 1 項及び豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例〔平成 17 年豊後大野市条例第 164 号〕第 9 条の規定に基づき、令和 8 年度豊後大野市一般廃棄物処理計画（実施計画）を次のとおり定める。

1 基本方針

- (1) 本処理計画に基づく一般廃棄物の処理については、関係法令及び環境基準を遵守し適正に行うものとする。
- (2) 本処理計画については、環境省・大分県及び関係団体と連携を図り実施するものとする。
- (3) 本処理計画に係る運営費等については、施設機能を効率よく運用し、経費縮減を図るものとする。
- (4) 本処理計画の計画対象区域（以下「計画区域」という。）は、豊後大野市行政区域内全域及び臼杵市野津処理区とする。
- (5) 臼杵市野津処理区の一般廃棄物処理に関しては、豊後大野市が臼杵市から事務委託を受け実施するものとする。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 ごみ処理計画

(1) 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

（単位：ト）

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	プラスチック	合計
家庭系	5,872	179	464	1,511	262	8,288
事業系	3,660	43	143	23	0	3,869
計	9,532	222	607	1,534	262	12,157

(2) 種別及び収集、運搬並びに処分方法

- ① 収集又は直接搬入されたごみは、ごみ種ごとに処理するものとし、可燃ごみについては、焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみは破碎・圧縮処理、特定家庭用機器廃棄物は、指定引取業者に搬送するものとする。
- ② 不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属の有価物は回収及び資源化する。

- ③ 焼却処理に係る焼却残渣及び不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣については、埋立物として埋立処分する。
 - ④ 資源物は、容器包装リサイクル法に基づく第11期分別収集計画及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）」に従い再資源化する。
 - ⑤ 有害ごみに係る廃乾電池及び廃蛍光管については、分別収集を徹底し施設内に保管した後、民間業者に委託して適正に処理し再資源化を図る。
 - ⑥ 旧東部埋立処分場の浸出水は、排水処理施設で処理した後、焼却処理施設の冷却水として適正に処理する。
 - ⑦ 医療関係機関等において、その行為により生じた特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）については、自らの責任において適正に処理することとする。
- (3) 一般廃棄物の減量化及び資源化、リサイクル推進の方法
- ① 3Rについて、市報、ケーブルテレビ、ホームページ等を利用して情報提供を行う。
 - ② 食品ロスを減らす取組みとして家庭系ごみで大きな割合を占める生ごみについて住民へ水切りの徹底を呼びかけるとともに、令和7年度から実施している電気式生ごみ処理機購入事業を推進する。
 - ③ 不燃・粗大ごみを減らしリサイクルを推進する取組みとして、協定を締結し令和3年度から実施している小型家電リサイクル法認定事業者「リネットジャパンリサイクル（株）」の宅配によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を推進する。
 - ④ 宴会時の食べ残しを減らす取組みとして3010運動を推進するため、住民や商工会等へ市報、チラシでの啓発を行う。
 - ⑤ 紙類のさらなる資源化への意識を高めるために、可燃ごみとして出されていると思われる小さい紙類（封筒、お菓子箱、包装紙、カタログ、メモ用紙等）についても資源となることを市の広報媒体を通じて啓発する。
 - ⑥ リユースを推進する取組みとして、まだ使えるものはリユースショップやフリマアプリを利用し、繰り返し使う意識を持ってもらうよう市の広報媒体を通じて啓発する。
 - ⑦ 令和8年1月から実施しているリチウムイオン電池等の環境衛生課または支所での拠点回収や清掃センターまでの直接持ち込みを推進する。

(4) ごみの分別種類

ごみ種	分別種類	細分化種類	分別表示	処 理	備 考
可燃ごみ	①可燃ごみ	焼却可能ごみ	令和2年度保存版 家庭ごみ・資源物の 分け方・出し方参照	ごみ処理計画 フロー図によ る	
不燃・粗大ごみ	②有価ごみ	金属等資源化可能ごみ			
	③その他ごみ	陶器・ガラス類等			
	④有害ごみ	廃乾電池・廃蛍光管			
資源物	⑤資源物	缶類（スチール缶・アルミ缶、スプレー缶、カセットボンベ）・びん類（無色・茶色・その他色びん）・古紙（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）・古布・ペットボトル			
特定家庭用機器 廃棄物	⑥資源物 （家電4品目）	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象機器）			
プラスチック	⑦資源物 （プラスチック）	トレイ・プラスチック・洗剤容器等			

(5) 収集・運搬の方法

① ごみ収集・運搬

(ア) 計画区域から排出される一般廃棄物の収集・運搬については、委託業者及び許可業者にて業務を行う。また、分別形態については、細分化を行い再資源化及び排出抑制を図り、生活環境の保全と環境負荷の少ない資源の循環型社会の構築を目指す。

(イ) 本市が許可する業は、事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物（粗大ごみ及び一時多量ごみ）の収集運搬業であり、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・プラ）は委託業者が収集し、市で処理するものとする。なお、現在の許可業者で今後の対応も十分に可能であるため、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととする。

② 収集・運搬体制及び計画量

区 分	処理体制	収集計画量(t)	収集方法	収 集 日	収集回数	搬 入 先	備 考
可燃ごみ	委託	4,920	ステーション方式	土曜日・日曜日・祝日を除く日とする。但し、月曜日の祝日・振替休日は可燃ごみの収集を行う。※詳細は令和8年度ごみ・し尿等収集計画表のとおり	週1～2日	豊後大野市 清掃センター	
不燃ごみ	委託	93			3ヶ月1回		
粗大ごみ・ 一時多量ごみ	許可	464	戸別収集		随時		
資源物	委託	1,394	ステーション方式		月1回		
プラスチック	委託	241			週1回		
事業系一般廃棄物	許可	3,870	戸別収集		随時		

③ 収集運搬に係る区分

区 分	収 集 運 搬 物	収 集 業 者 名	収 集 車 両	備 考
委 託	家庭系一般ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ)	委託業者	委託業者が所有する車両	
	家庭系資源物 (資源物・プラスチック)			
許 可	家庭系一般ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ・特定家庭用機器廃棄物)	許可業者	許可業者が所有する車両	
	事業系一般廃棄物			

④ 収集運搬許可業者

(ア) 計画区域での事業系一般廃棄物の収集及び運搬及び家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・一時多量ごみ）については、許可業者により実施するものとする。

(イ) 一般廃棄物の搬入については、豊後大野市が所有する処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。

(ウ) 収集運搬許可業者名

区 分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住 所（市内営業所）	許可期間
一般廃棄物 収集運搬業	事業系一般廃 棄物（ごみ）	株式会社ニシコー	園田 利美津	豊後大野市大野町矢田 2386 番地 3	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
		有限会社ちとせ	恵藤 修	豊後大野市千歳町柴山 1746 番地 22	
		株式会社豊肥環境センター	穴南 幸司	豊後大野市三重町赤嶺 1183 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
		ゆうび株式会社	内野 優	豊後大野市三重町川辺 1550 番地 1	
	(有)九州クリーンサービス	野口 次郎	豊後大野市犬飼町下津尾 3719 番地の 1		
	(有)新生クリーンサービス	玉田 直也	豊後大野市三重町内田 38 番地		
	事業系一般廃棄 物（ごみ）・家庭 廃棄物（粗大ご み及び一時多量 ごみ）	有限会社野村商会	野村 崇光	豊後大野市三重町菅生 1 番地 38	
		株式会社赤嶺産業	赤嶺 隆一	豊後大野市三重町小坂 3761 番地	

(6) 中間処理計画

① 中間処理はごみ区分ごとに処理するものとする。

(ア) 可燃ごみ：資源化可能物を除き全量焼却処理するものとし、また焼却に伴う環境負荷の低減を図る。

(イ) 不燃ごみ：有価ごみを最大限分別回収し、資源化及び減量化を図る。また、最終処分に係る処理残渣の発生を抑制する。

(ウ) 粗大ごみ：可燃性、不燃性に分別を徹底し、可燃性ごみに係るものについては、焼却処理をする。不燃性ごみについては、資源物を回収し減量化を図る。

(エ) 資源物：資源物のうち、缶類については圧縮後プレス生成品として資源化する。また、ペットボトルは減容機により圧縮し引き取り業者により再資源化を行う。びん類は、茶色・無色・その他色に分別保管した後、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを図る。新聞・雑誌・ダンボール・古布については、引き取り業者により再資源化を行うものとする。

(オ) プラスチック：分別回収するものとし、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づき、再商品化事業者により、プラスチック原料リサイクル及び固形燃料等として、再商品化を行う。

(カ) 有害ごみ：徹底した分別回収をするものとし、民間処分業者へ処分委託するものとする。

(キ) 特定家庭用機器廃棄物：特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、指定業者へ搬送し再商品化を図る。

② 各関係法令を遵守し、中間処理を実施するものとする。

(7) 処理施設概要

① 焼却処理施設

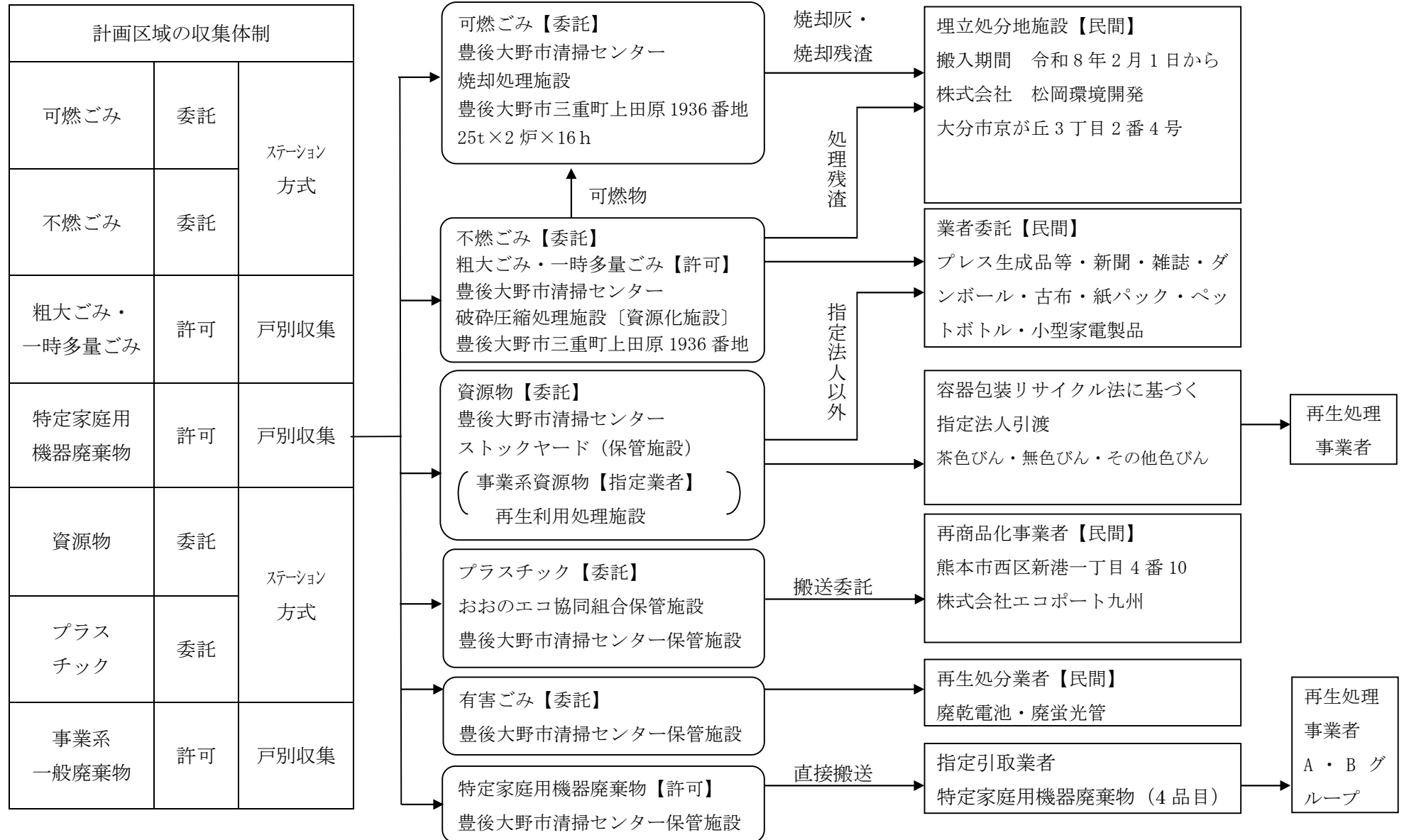
施設名	所在地	型式	処理能力	処理計画
豊後大野市清掃センター	豊後大野市三重町上田原 1936 番地	流動床式	50 t / 日 (25 t × 2 炉 / 16 h) 1 h 当り 1.5625 t / 炉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画区域の収集及び持込を対象 ・ 直営により全量処理 ・ 年間計画処理量(可燃ごみ・可燃性粗大ごみ) 10,600 t

② 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画
豊後大野市清掃センター	豊後大野市三重町上田原 1936 番地	22 t / 5 h (不燃ごみ・粗大ごみ・資源化施設併設) スチール缶・アルミ缶・粗大スチール・不燃ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画区域の収集及び持込を対象 ・ 直営により全量処理 ・ 年間計画処理量 400 t

(8) ごみ処理計画

① フロー図



② 収集されるごみの処理は、豊後大野市清掃センターで処理することから、現状の体制で処理を行っていくこととする。

(9) 施設整備計画

ごみ焼却処理施設は、平成8年3月～平成10年3月に建設された計画処理能力50t/日（25t/16h×2炉）で、平成10年4月に稼働を開始し、現在に至っている。この間、適宜、点検整備を行い施設の保全に努めていたが、稼働後15年を経過したころから設備・装置の老朽化及び能力の低下が顕著に表れてきた。このことから、平成24年12月13日付けで豊後大野ブロック地域循環型社会形成推進地域計画を変更して、平成24年度に豊後大野市清掃センター長寿命化計画を策定した。さらに、平成25年度から平成27年度の3ヵ年事業でごみ焼却施設の基幹的設備改良事業を実施して、主要機器の改良・更新を含む改修を行い、CO₂排出量の削減を図り安定的かつ適正な施設の維持運営を確保する対策を講じたものである。今後ごみ処理コスト削減を図りつつ、今後も本施設を有効に活用して、日常の適正な運転管理、適切な点検整備に努める。

また、本市、大分市、臼杵市、竹田市、由布市、津久見市の6市で整備を計画している「新環境センター」について、令和9年10月1日からの稼働に向け、事業用地が確定し、PFI方式により特定目的会社（株大分クリーンシステム）と大分市とで契約締結が完了している。令和6年8月から着手した建設工事については、地下躯体工事が完了し、地上工事や付帯施設工事、外構工事等を実施している。今後も引き続き6市で「新環境センター」整備に伴う調整を図りながら、本計画を推進していくこととする。

あわせて、本市は「新環境センター」へ可燃ごみの搬入を予定しており、既存施設を可燃ごみ搬入の中継基地及び不燃ごみ・資源物等を継続して処理する施設として整備計画を立案する。

(10) 一般廃棄物の処分とあわせて処分できる産業廃棄物

豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第29条の規定により、一般廃棄物の処分とあわせて豊後大野市が処分できる産業廃棄物は次のとおりとする。

株式会社大分県畜産公社が食肉処理場において除去し、豊後大野市清掃センターに搬入する牛の頭（舌及び頬肉を除く。）、脊髓、せき柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及び回腸（盲腸の接続部分から2メートルまでの部分に限る。）牛海綿状脳症（BSE）検査において陰性を確認されたものに限る。 『年間 279 t 処分の方法：焼却処分』

(11) 再生利用業指定

再生利用を目的とする事業系一般廃棄物の処理は、市長が指定する業者により実施するものとする。

指定業者名	種 別	種 類	処理方法	再生利用
株式会社豊肥環境センター	再生活用	古紙、金属くず	圧縮・梱包	再生利用者へ
株式会社ニシコー	再生輸送、再生活用	木質系（木・葉）	破砕	堆肥化等
(有)新生クリーンサービス	再生輸送、再生活用	古紙、金属くず	圧縮、破砕	再生利用者へ

4 最終処分計画

(1) 埋立処分地施設

- ① 中間処理において排出された焼却灰及び処理残渣は、民間処分業者へ全量処分委託する。
- ② 旧東部埋立処分地施設の浸出水は、浸出水処理施設により処理した後、焼却施設の冷却水として利用する。

搬入期間	業者名	所在地	全体容量	残余容量	埋立計画	排水処理施設能力
令和8年2月1日から	株式会社 松岡環境開発	大分市京が丘3丁目2番4号	1,764,277 m ³	1,271,530 m ³ (令和7年11月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理に係る焼却灰 780 t (令和7年埋立処分量 751 t) ・不燃物処理に係る処理残渣 480 t (令和7年埋立処分量 416 t) 	680 m ³ /日

(2) 埋立処分方法

令和8年2月1日からの新たな埋立処分委託先として、大分市から特例一般廃棄物処理施設設置届を受理した産業廃棄物処理施設にて埋立処分委託を行い、処理体制の確立を図る。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

(単位：kℓ)

し尿	浄化槽汚泥	合計
1,809	14,536	16,345

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

- ① 計画区域で収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理は、豊後大野市白鹿浄化センターで安定的に処理する。
- ② 豊後大野市白鹿浄化センターの基幹的設備改良工事が令和2年度に完了したことにより、効率的な施設運用を目的に令和3年度から豊後大野市白鹿浄化センターについては包括運転管理委託を行っており、引き続き安定的かつ適正な施設の維持運営を確保する。
- ③ 処理に伴い発生した汚泥は、堆肥化する。
- ④ 処理に伴い発生したし渣（年間約12t、1t程度/月）は、焼却する。
- ⑤ 維持管理に伴う各槽の清掃時に発生する砂及び汚泥等については、平成14年1月17日付け環産第28号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について（平成14年2月1日施行）の事項に留意し、民間処分業者に委託して陸上処分の方法により円滑かつ適正な運用を図る。
- ⑥ 放流水は、環境基準値を遵守し安全かつ良質な水質として、河川（大野川）に放流するものとする。
- ⑦ し尿及び浄化槽汚泥の処理は、豊後大野市白鹿浄化センターで処理することから、現状の体制で処理を行っていくこととする。

(3) し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ収集・運搬

- ① 計画区域での収集及び運搬については、許可業者にて適正かつ安定的に実施するものとする。また、搬入については、豊後大野市白鹿浄化センター処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。
- ② 浄化槽に係る収集時の廃油トラップ内の油分（産業廃棄物）は搬入禁止とする。
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現状の体制で行っていくこととする。なお、許可業者については、現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととする。

(4) 浄化槽清掃

浄化槽の清掃は、現状の体制で行っていくこととする。なお、許可業者については、現行の処理体制において、適正処理が確保されていることから、原則として既存の業者で清掃を行うこととする。

処理区分	収集区域	収集計画量	収集・運搬方法	収集計画	搬入先	備考
し尿	計画区域	1,809kℓ	許可業者による収集・運搬	別紙、収集計画表による	豊後大野市白鹿浄化センター 豊後大野市千歳町柴山 2199 番地	
浄化槽汚泥		14,536kℓ				

(5) 収集運搬許可業者

区 分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住 所	備 考
一般廃棄物収集 運搬業	汲取し尿 浄化槽汚泥	株式会社豊肥環境センター	穴南 幸司	豊後大野市三重町赤嶺 1183 番地 1	

(6) 浄化槽清掃許可業者

区 分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住 所	備 考
浄化槽清掃業	浄化槽汚泥	株式会社豊肥環境センター	穴南 幸司	豊後大野市三重町赤嶺 1183 番地 1	

(7) 処理施設の概要

施設名	所在地	処理方法	処理区分	処理能力	処理計画量	汚泥肥料生産計画量	備考
豊後大野市 白鹿浄化センター	豊後大野市千歳町 柴山 2199 番地	膜分離高負荷脱窒素 処理方式+高度処理	し尿	27kℓ/日	1,809kℓ	200t	
			浄化槽汚泥	53kℓ/日	14,536kℓ		
			生ごみ	1 t /日	20 t		

6 大規模災害時の処理について

- ① 非被災地域は平常時の収集・運搬体制とし、委託業者（ごみ）及び許可業者（し尿・粗大ごみ）が収集・運搬を行う。
- ② 平常時の処分を基本とするが、施設が被災し稼働不能となっている場合、近隣自治体に処理を要請する。
- ③ 上記以外については、豊後大野市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルに基づき適切に処理を行うものとする。